

令和5年度 刈谷市スマートシティ推進協議会

課題解決型実証プロジェクト 募集要領

1. 趣旨・目的

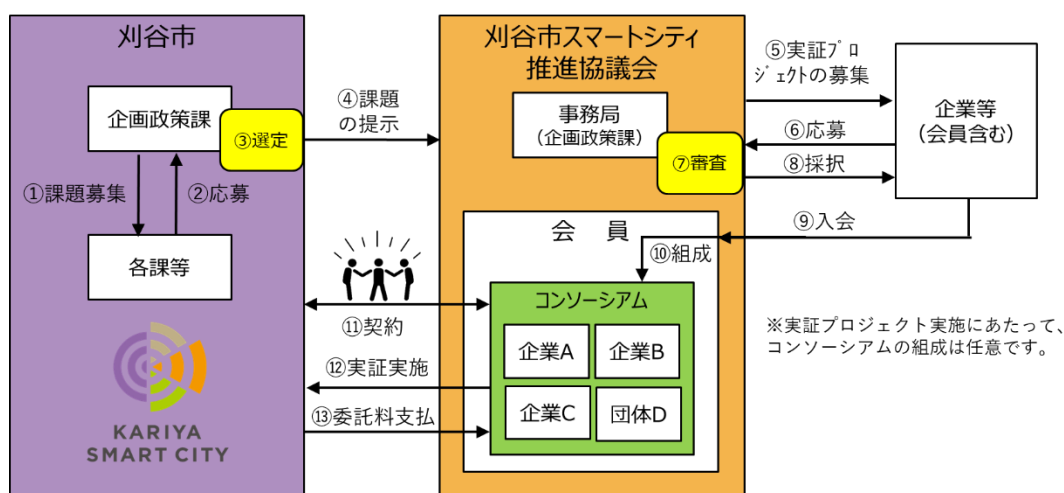
刈谷市では、民間企業等との協働のもと、ICT等の新技術や各種データを活用したスマートシティの取組を推進することにより、地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを目指しています。

本事業は、本市の課題解決に資する実証プロジェクトを広く募集し、民間企業等の持つ先端技術やノウハウ、アイデアを活用した実証を実施することで、スマートシティの更なる推進を図るものです。

2. 事業概要

本事業では、刈谷市スマートシティ推進協議会を通じて、本市の抱える課題を提示し、その解決につながる実証プロジェクトを募集します。採択された応募者は、刈谷市と委託契約を締結し、実証プロジェクトを実施していただきます。事業の流れは、下図の課題解決型実証スキームを参照してください。

課題解決型実証実施スキーム



3. 応募要件

(1) 応募対象課題

刈谷市ホームページに掲載する市の課題

(2) 応募資格

企業、団体等で次の要件を満たす者。

- ① 実証プロジェクトの遂行が可能であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

※コンソーシアムによる応募も可能。

4. 費用

(1) 契約形態

刈谷市と委託契約

(2) 委託金上限

1プロジェクトあたり上限300万円

(3) 委託金の支払時期

事業終了後の精算払

5. 応募方法

(1) 提出方法

刈谷市ホームページに掲載されている企画提案書（企画提案書_刈谷市スマートシティ.pptx）を刈谷市スマートシティ推進協議会事務局へメールで提出してください。

(2) 提出先

宛先：刈谷市スマートシティ推進協議会事務局

E-mail：kikaku@city.kariya.lg.jp

件名：課題解決型実証プロジェクト企画提案書（〇〇〇）

※括弧内には代表団体名を記載

6. 選考方法

本実証プロジェクトは1次審査（書類選考）、2次審査（面談）により、総合的に実施の可否を判断させていただきます。なお、審査の評価基準は以下の通りです。

項目	基準
的確性	<ul style="list-style-type: none">・刈谷市から提示した課題に対して効果的な打ち手であること・刈谷市民がメリットを実感できる取組であること・刈谷市スマートシティ構想のテーマ「子どもの未来」「将来への備え」等につながる取組であること
実行性	<ul style="list-style-type: none">・実施内容・サービスについて、実現可能で具体的なイメージを描いていること・検証項目・方法について明確化されていること・本事業に関連する知識やノウハウを持ち、必要な実施体制・役割分担が組まれていること・実施に必要な調整内容が計画されていること・実施スケジュールは現実的かつ妥当といえること
先進性	<ul style="list-style-type: none">・取組に新規性、斬新性があること（他のスマートシティにおいて実施されていない等）
発展性	<ul style="list-style-type: none">・将来的に得られる効果について具体的であること・社会実装に向けたコスト面での継続性、ビジネスモデルについてアイデアがあること・社会実装に向けた具体的なロードマップがあること・付加提案によって更に効果的になることが見込めること
妥当性	<ul style="list-style-type: none">・実施に必要な項目が含まれていること・実施に必要な費用が積算されていること

※1次審査（書類選考）結果はメールにて通知します。

※2次審査（面談）に関する案内は、1次審査（書類選考）通過者にのみ連絡します。

7. スケジュール

- (1) 募集開始日：令和5年4月5日（水）
- (2) 質問受付締切日：令和5年4月19日（水）
- (3) 質問回答日（HP掲載）：令和5年4月26日（水）
- (4) 企画提案書提出締切日：令和5年5月12日（金）
- (5) 一次審査（書類選考）：令和5年5月中旬～6月上旬
- (6) 二次審査（面談）：令和5年6月上旬～下旬
- (7) 候補者決定：令和5年6月下旬
- (8) 正式採択：令和5年7月中旬
- (9) 実証実施：令和5年7月～令和6年2月上旬
- (10) 完了報告（※）：令和6年3月上旬

※書類提出および刈谷市スマートシティ推進協議会での報告

8. 留意事項

- (1) 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- (2) 企画提案書に係る一切の情報は、実証プロジェクトの選定のみ利用します。ただし、採択された実証プロジェクトについては、応募者と協議のうえ、原則公開します。
- (3) 企画提案書は、返却しません。
- (4) 実証プロジェクトが採択された際には、「刈谷市スマートシティ推進協議会設置要綱」の内容に同意したうえで、刈谷市スマートシティ推進協議会に入会していただきます。
- (5) 委託契約を締結する際には、入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されている必要があります。

9. 問い合わせ先

刈谷市スマートシティ推進協議会 事務局

（刈谷市企画政策課みらい共創係内）

電話：0566-95-0003

メール：kikaku@city.kariya.lg.jp